介護保険負担限度額認定申請のご案内

介護保険施設(介護者人福祉施設、介護者人保健施設、介護医療院)及びショートステイ(短期入所生活介護、短期入所療養介護)を利用する場合の居住費(滞在費)と食費は、原則自己負担となりますが、一定の低所得要件を満たす方は申請により、これらの費用を軽減することができます。

申請ののち、審査の結果、制度に該当された方には「介護保険負担限度額認定証」が交付されます。対象となるサービスをご利用の際は、利用施設に負担限度額認定証を必ずご提示ください。提示しない場合、居住費・食費についての軽減対象にはなりません。ご注意ください。

- ■対象となる方(次の要件すべてに該当する方です。)
- 1 本人及び同一世帯全員(別世帯の配偶者を含む)が市町村民税非課税であること (配偶者には事実婚の場合も含みます。)
- 2 預貯金、有価証券、現金等の合計額が、一定の金額以下※であること※裏面表1の「■自己負担額」→「預貯金等の資産の状況」参照

■有効期間

申請月の1日から最初に迎える7月31日までです。

現在認定を受けている方が、引き続き8月1日以降も助成を希望される場合は、毎年7月末日までに申請書類の提出が必要です。

■申請に必要な書類(2、3は本人が生活保護受給の場合は不要です。)

提出(提示)書類		備考				
1	介護保険負担限度認定申請書	個人番号(マイナンバー)が分からない等で記載されていな				
		い場合でも、申請は受理します。個人番号が未記入の場合、				
		以下の6、7の書類は必要ありません。				
2	同意書					
3	預貯金等の資産の額が分かる	詳細は裏面表2「預貯金等の資産が分かる書類」に記載し				
	書類の写し【本人・配偶者】	ていますのでご確認ください。				
4	介護保険被保険者証(提示)	施設に預けている等で持参できない場合は、窓口でその旨				
		お申し出ください。				
5	提出者の本人確認書類(提示)	顔写真入りのもの1点(運転免許証など)又は、				
	※官公庁等が発行した公的証明書	顔写真のないもの2点(健康保険証など)				
6	マイナンバーカードまたは					
	通知カード等(提示)【本人・配偶者】					
7	本人以外の代理人が申請する場合は、	(例)委任状、介護保険被保険者証				
	本人からの代理権の確認できる書類					
8	登記事項証明書の写し	後見人等による申請の場合に必要				

■提出先

香取市役所高齢者福祉課・小見川支所市民福祉班・支所課山田支所班・支所課栗源支所班 〈郵送の場合〉 下記の郵送先まで申請書類等を提出してください。

〒287-8501 香取市佐原口2127番地 香取市役所高齢者福祉課保険管理班宛

■自己負担額(表1)

	所得の状況		預貯金等の 資産の状況	居住費(1日あたり)				
担段階				従来型個 室	多床室	ユニット 型個室	ユニット 型個室的 多床室	食費 (1日あたり)
1	世帯全員が	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	490円 (320円)	0円	820円	490円	300円
2		合計所得金額+年金収入(非 課税年金含む)が80万円以 下の人	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	490円 (420円)	370円	820円	490円	390円 【600円】
3 - ①	住 民 税 非	合計所得金額+年金収入(非 課税年金含む)が80万円超 120万円以下の人	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	650円 【1,000円】
3-2	課税	合計所得金額+年金収入(非 課税年金含む)が120万円超 の人	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	1,360円

- ・()内の金額は、介護老人福祉施設に入所又は短期入所生活介護を利用した場合の額です。 ・【 】内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の額です。 ・第2号被保険者は、利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産が単身:1,000万円以下、夫婦:2,000万円以下であれば支給対象となります。

■預貯金等の資産が分かる書類(表2) ※配偶者がいる場合は、配偶者名義のものも必要です。						
資産項目	確認ために添付が必要な書類					
預貯金(普通預金・定期預金)	通帳の写し 以下の①~④がすべて必要となります。					
	(インターネットバンキングの場合はウェブサイトの写しも可)					
※名義の全ての預貯金が対象	①金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人					
※申請日直近での記帳をお願い	②直近の最終残高が分かるページ					
します。	・記帳しても最新の取引日が申請日から2ヶ月以上前の場合は該					
※申請前にまとまった金額を引	当通帳の写しの余白に「以降、出入金なし」と記入してください。					
き出された場合は、聞き取り	③直近の年金振り込みがわかる部分					
や領収書等の確認をさせてい	④定期預金・貯蓄					
ただきます。	・総合口座など、定期預金等がある通帳の場合は、該当する全ペー					
	ジ。利用がない場合は、白紙の1ページ目の写しを添付。					
	※証書や定期専用の別通帳がある場合は該当する全ページ及び①					
	が分かる部分					
有価証券	証券会社や銀行の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)					
(株式・国債・地方債・社債など)						
出資金	出資金がわかるものの写し					
金・銀(積立購入を含む)	購入先の銀行等の口座残高の写し					
その他購入先の口座残高によっ	(ウェブサイトの写しも可)					
て時価評価額が容易に把握でき						
る貴金属						
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し					
	(ウェブサイトの写しも可)					
タンス預金(現金)	自己申告					
負債(借入金・住宅ローンなど)	借用証書(借入額、返済期日等が記載され、署名、捺印が確認できる書類)					
※営む事業に関する負債は除く	預貯金額等の額から差し引くことができます。					